



写

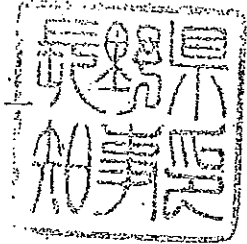
24水大第66号

平成24年(2012年)5月25日

長野県環境審議会

会長 藤 縄 克 之 様

長野県知事 阿 部 守



第5次長野県水環境保全総合計画の策定について(諮問)

長野県水環境保全条例第7条第1項の規定により、標記計画を定めたいので、
同条例第7条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

長野県では、現在及び将来の世代が清らかで豊かな水環境を引き続き享受することができるよう、全国に先駆けて長野県水環境保全条例（平成4年条例第12号）を制定し、水環境の保全を計画的に推進するため、同条例第7条第1項の規定により、水環境保全総合計画を定めることとしております。

平成4年7月に第1次水環境保全総合計画を策定して以降、社会情勢等の変化を背景として5年ごとに計画を策定してまいりまして、現在は、平成20年2月に策定した第4次長野県水環境保全総合計画に基づき、「健全な水循環と安定した水資源の確保」、「きれいで安心な水の保全」、「水文化の継承と発展」の3つを施策の柱にして、水環境の保全の推進に取り組んでいるところです。

この計画は、平成24年度までの計画期間としているところですが、現在、河川における水質の浄化は進んでいるものの、湖沼における水質浄化の停滞や、地下水の水質汚濁等各課題への対応が必要であります。一方で、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下による地下水の減少が懸念されており、水資源の保全に対しても対策が求められております。

このため、引き続き水環境の保全を推進していくために、新たな水環境保全総合計画である第5次長野県水環境保全総合計画を策定したいので、同条例第7条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。